

平成27年5月12日(火)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

＜宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会同時発表＞

環境省東北地方環境事務所は、本日、小笠原建設株式会社に対して指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

＜問い合わせ先＞

環境省東北地方環境事務所 総務課
課長：伊藤、補佐：高橋、係長：阿部

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
小笠原建設株式会社	山形県長井市九野本2217

2 指名停止措置期間：平成27年5月12日～平成27年5月25日（2週間）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

小笠原建設（株）は、平成26年7月21日、山形県長井市発注の西根小学校校舎大規模改修工事において、屋上で作業していた作業員が転落して死亡する事故を起こした。この事故について、囲いや手すりを設けるなどの必要な危険防止策を講じなかつたとして、平成27年1月8日、同社及び同社の現場代理人が、労働安全衛生法違反により長井簡易裁判所からそれぞれ罰金30万円の略式命令を受けた。

5 指名停止措置理由

上記のこととは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領について」（平成13年1月6日付環境省第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表1第8号に該当する。

従って、本件については、2週間の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表第1第8号

措置要件	期間
(安全管理の不適切により生じた工事関係者事故) 8. 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上2ヶ月以内